

平成 28 (2016) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：公法 (行政法)

X は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (以下「法」という) に基づく許可を Y (甲県公安委員会) から受けて、パチンコ店を営んでいる。X は、同店に設置された換金所において、客に提供した賞品を買い取ったという法 23 条 1 項 2 号違反 (以下「本件違反」という) の事実により、法 52 条 2 号に基づき、罰金 30 万円の略式命令を受けた。Y は X に対し、本件違反を理由として、法 26 条 1 項に基づき、40 日間の営業停止を命ずる処分 (以下「本件処分」という) をした。

Y は、行政手続法 12 条 1 項に基づき処分基準として、Y が行う法に基づく営業停止命令等の量定の基準 (以下「本件基準」という) を定め、公にしている。本件基準は、風俗営業者に対し営業停止命令を行う場合の停止期間について、各処分事由ごとにその量定における上限及び下限並びに標準となる期間を定めた上で、過去 3 年以内に営業停止命令を受けた風俗営業者に対し更に営業停止命令を行う場合の量定の加重について、上記の上限及び下限並びに標準のそれぞれ 2 倍の期間をその上限及び下限並びに標準とする旨を定めている。

X は、本件処分の取消訴訟 (以下「本件訴訟」という) を提起した。本件訴訟の係属中に本件処分による営業停止期間が終了した場合、本件訴訟につき訴えの利益は認められるか。X は本件処分以前に営業停止命令を受けたことはないが、今後法令違反行為等を行って再度営業停止命令を受ける可能性はないとはいえないこと、及び、本件基準は法の委任を受けた政省令等による定めとは法的性格を異にすることを踏まえて、論じなさい。

参照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一～六 (略)

七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

八 (略)

2～11 (略)

(営業の許可)

第三条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別 (前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。) に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) の許可を受けなければならない。

2 (略)

(遊技場営業者の禁止行為)

第二十三条 第二条第一項第七号の営業……を営む者は、……その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

平成 28 (2016) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：公法（行政法）

二 客に提供した賞品を買い取ること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(営業の停止等)

第二十六条 公安委員会は、風俗営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗営業者がこの法律に基づく処分……に違反したときは、当該風俗営業者に対し、当該風俗営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだ者

二～六 (略)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二十三条第一項第一号又は第二号の規定に違反した者

三～五 (略)